

第 77 号議案

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、  
次のように制定するものとする。

平成 30 年 12 月 5 日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

子育て世代包括支援センター事業の実施に伴い、所要の改正を行うため提案する。

## 蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例（平成6年蒲郡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市民の健康保持及び増進を図るため並びに休日における急病患者に対する応急の医療を行う」を「次に掲げる目的を実現する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 市民の健康保持及び増進を図ること。
- (2) 休日における急病患者に対する応急の医療を行うこと。
- (3) 妊産婦並びに児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）及びその保護者に対する子育て上切れ目のない支援を行うこと。

第3条に次の1号を加える。

- (6) 子育て世代包括支援センター

第16条第1項第1号中「第12条」を「第13条」に改め、同項第2号中「第14条」を「第15条」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とし、第6条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（子育て世代包括支援センターの業務）

第6条 子育て世代包括支援センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 妊産婦並びに児童及びその保護者の実情を把握すること。
- (2) 妊娠、出産及び子育てに関する相談に応じ、必要な情報提供、助言及び保健指導を行うこと。
- (3) 母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第15条に規定する支援プランを策定すること。
- (4) 保健医療、福祉又は教育に関する機関との連絡調整を行うこと。

別表中「第9条」を「第10条」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。